

## 資料5

### 公立小学校・中学校の適正規模について

#### 1 法令から

##### ○ 学校教育法施行規則第41条

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

##### ○ 学校教育法施行規則第79条

第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条までの規定は、中学校に準用する。

#### 2 新潟県の少人数学級編制

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」では、小・中学校1学級の児童生徒数は40人と定められているが、都道府県教育委員会で独自の基準を定めて編制することができる。

小学校 1・2年	32人以下 1学級	33人～64人 2学級	65人～96人 3学級	97人～128人 4学級
小学校 3・4年	35人以下 1学級	36人～70人 2学級	71人～105人 3学級	106人～140人 4学級
小学校 5・6年 中学校 1～3年	35人以下 1学級	41人～70人 2学級	75人～105人 3学級	106人～140人 4学級
	36人～40人：1学級		71人～74人：2学級	

※ 小学校5・6年及び中学校1～3年の少人数学級編制「35人以下学級を実施(下限25人)」

#### 3 近隣市町村の考え

##### (1) 新発田市

学級数については、クラス替えができる1学年2学級以上、学級人数については、1学級20人以上が望ましい。

##### (2) 村上市

中学校は、地域とのつながり等を大切にしながら、社会性をはぐくむことの重要性の観点から、1学年2学級の通常学級6学級を目安とする。なお、1学年2学級が実現できない場合でも、1学級20人以上となることが望ましい。

#### 4 中学校において、「1学年2学級以上、1学級20人以上の編制」を行った場合の利点

##### (1) 1学年2学級以上の編制の利点

- 生徒同士の間関係や生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる。
- 体育祭や文化祭の学校行事等を通して、学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる。
- 男女比の偏りが生じにくくなる。

##### (2) 1学級20人以上の編制の利点

- 生徒を多様な意見に触れさせることができる。
- 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習が可能になる。
- 班活動やグループ分けのメンバー構成に工夫の余地が生まれる。4人ずつ5班程度が可能。

(参考文献：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き 平成27年1月27日文科科学省)